

産業振興住宅ペット飼育誓約書

愛 別 町 長 様

私は産業振興住宅でのペットの飼育にあたり、ペット飼育規則を遵守することを誓約します。万一、これに違反した場合は、ペットの飼育を禁止されても異議なく従います。

年 月 日

産業振興住宅 号室

入居者氏名
(飼育者)

印

ペット飼育規則

第1条 (目的)

本規則は、飼育者が共同住宅においてペットを飼育するにあたって必要な事項を定めることにより、産業振興住宅および近隣の快適な居住環境を維持し、ペットとの適正な共生を確保することを目的とする。

第2条 (飼育できるペットおよび頭数)

飼育可能なペットは許可した2匹までとし、毒をもつ動物や法律・条約・条例等で捕獲・輸入・飼育が禁止されている動物は飼育することができない。

第3条 (飼育者の遵守事項)

飼育者は下記の事項を遵守するものとする。

- (1) ペットは自己の住居内で飼育し、屋外（ベランダも含む）や共用部での飼育はしないこと。
- (2) 各種伝染病等の法令に定められたワクチンの接種を受けさせること。
- (3) ペット及び飼育環境は常に清潔を維持し、健康管理、疾病の予防、ノミ・ダニ等害虫の発生を防止すること。
- (4) 糞尿による悪臭や鳴き声等で近隣に迷惑をかけないようにペットには必要なしつけを行い、迷惑の防止に努めること。
- (5) ペットの手入れ、飲み物や食事を与える行為、排泄は自己の住居内で行うこと。
- (6) 万一、共用部分又は屋外でペットが排泄した場合は、衛生的な糞尿処理をし、臭いが残らないようにすること。
- (7) ペットを屋外に連れ出すときは必ず首輪・リード等を付けることとし、帰った際はペットの足を必ず洗うようにすること。また、ペットを自由に外出させないこととし、ペットが逃亡した場合は飼育者が責任を持って解決すること。
- (8) 犬・猫に対しては不妊去勢手術等の繁殖制限措置に努めること。
- (9) 1日以上不在にする場合、ペットのみを部屋に置かないこと。また、入院等により長期間飼育できなくなる場合は、飼育者の責任でペットを第三者等に預けること。これが出来ない場合は、緊急引受人が責任をもって引き取り、飼育すること。万一、緊急引受人が引き取らなかった場合はペットを処分されても異議申し立てをしないものとし、その費用については入居者の負担とする。
- (10) 天災火災等の非常時には、ペットを保護し、他の居住者や近隣住民に迷惑をかけないようにすること。
- (11) ペットが死亡したときは責任を持って適切な処置をすることとし、愛別町に報告すること。
- (12) 飼育するペットが建物の室内外において、ケガ及び死亡が発生しないよう、飼育者は管理をすること。万一、発生した場合、愛別町はその責任を負わない。
- (13) 緊急引受人の連絡先等が変更になった場合は速やかに届け出ること。

第4条（賠償責任）

ペットの飼育に起因して、他の入居者や第三者に損害等を与えた場合は、飼育者が損害賠償その他の責任を負い、当事者間で解決しなければならない。

第5条（退去時の原状回復）

飼育者は建物を明け渡すときは、入居期間の長短に関わらず清掃業者による全室のクリーニング（消毒を含む）を必ず実施するものとする。また、室内の畳・床・建具・内装材並びに設備等、ペットによる破損、汚損、変色、異臭等が認められる場合には、飼育者の費用で修理・張り替え・取替等を行い入居前の状態に回復するものとする。

第6条（飼育の取消）

愛別町は、飼育者がこの規則に違反した場合は、ペットの飼育を禁止させることができる。

第7条（規則に定めのない事項）

本規則に定めのない事項については、必要に応じ、愛別町と飼育者が協議して定めるものとする。

【ペット】 _____ 【性別】 オス ・ メス _____ 【種類】 _____

【生年月日】 _____ 年 _____ 月 _____ 【体長・体重】 _____ c m _____ k g

【特徴・毛色等】 _____

【予防接種】 _____ 年 _____ 月 (_____)

【登録日（犬）】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 【貼付写真】 _____ 年 _____ 月 _____ 日 撮影



ペット飼育規則第3条（9）において、入居者がやむを得ず飼育ができなくなった場合は責任をもって緊急引受人の私がペットを引き取り飼育します。

緊急引受人 _____ 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
電話番号 _____